

## はじめに

### 【プロフィール】

昭和51年 岐阜県羽島市生まれ  
平成7年 岐阜県立岐阜高等学校 卒業  
平成12年 滋賀大学経済学部 卒業  
平成12年～ 銀行勤務を経て、税理士受験に専念  
平成18年～ 大手の総合事務所、相続専門の事務所、医業専門の事務所にて計9年勤務  
平成27年 田島大士税理士事務所 開設  
大府商工会議所 入会  
(平成27年より、年末調整勉強会の講師を担当)

### 【今後の改正状況】

平成30年 配偶者控除と配偶者特別控除の改正  
(時期未定) 基礎控除と給与所得控除の改正 (詳細未定)

## 平成29年分 年末調整のしかた

田島大士税理士事務所

## 目次

### I 年末調整とは

- 1 年末調整を行う理由 . . . 4

### II 年末調整のしかた

- 1 マイナンバー（個人番号）の受理と本人確認 . . . 5  
2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認 . . . 7  
3 配偶者特別控除申告書の受理と内容の確認 . . . 13  
4 保険料控除申告書の受理と内容の確認 . . . 14  
5 住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認 . . . 21  
6 年税額の計算・過不足額の精算・税額の納付 . . . 23

### III 平成30年分の給与の源泉徴収事務

- 1 平成30年から変わる事項 . . . 24

### I 年末調整とは

#### 1 年末調整を行う理由

給与の支払者は、毎月の給与の支払の際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、下記の(1)から(3)などがあげられます。

- (1) 源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られているが、実際は年の中で給与の額に変動があること
- (2) 年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと
- (3) **配偶者特別控除、生命保険料や地震保険料の控除、住宅借入金等特別控除**などは、年末調整の際に控除することとされていること

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「**年末調整**」と呼んでいます。

⇒ **[記載例]**

## II 年末調整のしかた

### 1 マイナンバー（個人番号）の受理と本人確認

#### (1) マイナンバー（個人番号）の提供を受けた場合の本人確認

給与の支払者が給与所得者からマイナンバー（個人番号）の提供を受けた場合は、本人確認として、提供を受ける番号が正しいことの確認（番号確認）と、番号の提供をする者が真にその番号の持ち主であることの確認（身元確認）を行う必要があります。

#### 【本人確認を行う場合に使用する書類の例】

- ① マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
- ② 通知カード（番号確認）＋運転免許証、健康保険被保険者証等（注）（身元確認）

（注）給与の支払者が、写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類が必要です。

#### 【本人確認を行う必要がある方】

給与の支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバー（個人番号）の提供を行う給与所得者本人のみとなります。（控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります）

## II 年末調整のしかた

### 1 マイナンバー（個人番号）の受理と本人確認

#### (2) マイナンバー（個人番号）の記載の省略

平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与について、給与等の支払者に対して給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出をする場合において、その支払者が、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者や扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、その提出をする者は当該申告書に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバー（個人番号）の記載を省略できるとされています。

## II 年末調整のしかた

### 2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 控除対象配偶者 ⇒ 所得控除額 38万円

所得者と生計を一にする配偶者（注1、2）で、合計所得金額が38万円以下の人（注3）をいいます。

（注1）「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありませんので、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

（注2）青色事業専従者として給与の支払を受ける人、及び白色事業専従者を除きます。

（注3）給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下になります。

#### ◎ 老人控除対象配偶者 ⇒ 所得控除額 48万円

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人をいいます。

## II 年末調整のしかた

### 2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 控除対象扶養親族 ⇒ 所得控除額 38万円

所得者と生計を一にする親族（注1）で、合計所得金額が38万円以下の人のうち、年齢16歳以上の人（注2）をいいます。

（注1）配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人、及び白色事業専従者を除きます。

（注2）年齢16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）については、控除対象扶養親族に該当しません。

#### ◎ 特定扶養親族 ⇒ 所得控除額 63万円

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人をいいます。

#### ◎ 老人扶養親族 ⇒ 所得控除額 48万円

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人をいいます。

## II 年末調整のしかた

### 2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 同居老親等 ⇒ 所得控除額 58万円

老人扶養親族のうち、**所得者又はその配偶者の直系尊属**（父母や祖父母などをいいます。）で、**所得者又は配偶者とのいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

#### ◎ 障害者（特別障害者） ⇒ 所得控除額 27万円（40万円）

所得者本人やその控除対象配偶者、扶養親族で、**次の要件などに該当する人**をいいます。

身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人（このうち、障害の程度が1級又は2級である者として記載されている人は、特別障害者になります。）

#### ◎ 同居特別障害者 ⇒ 所得控除額 75万円

控除対象配偶者又は扶養親族のうち**特別障害者に該当する人で、「所得者」「所得者の配偶者」「所得者と生計を一にするその他の親族」のいずれかとの同居を常況としている人**をいいます。

## II 年末調整のしかた

### 2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 寡婦 ⇒ 所得控除額 27万円

所得者本人が、次の(1)または(2)のいずれかに該当する人をいいます。

##### (1) 扶養親族又は生計を一にする子のある人で、次のいずれかに該当する人

- ① 夫と死別または離婚(注2)した後、婚姻していない人
- ② 夫の生死の明らかでない人

##### (2) 合計所得金額が500万円以下(注1)の人で、次のいずれかに該当する人

- ① 夫と死別(注2)した後、婚姻していない人
- ② 夫の生死の明らかでない人

(注1) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が6,888,889円以下であれば、合計所得金額が500万円以下となります。

(注2) 離婚の場合には、扶養親族などがなければ合計所得金額が500万円以下であっても、寡婦控除の対象となる「寡婦」には該当しません。

#### ◎ 特別の寡婦 ⇒ 所得控除額 35万円

寡婦のうち、**扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人**をいいます。

## II 年末調整のしかた

### 2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 寡夫 ⇒ 所得控除額 27万円

所得者本人が、**生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の人**で、次の(1)または(2)のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 妻と死別または離婚した後、婚姻していない人
- (2) 妻の生死の明らかでない人

#### ◎ 勤労学生 ⇒ 所得控除額 27万円

所得者本人が、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。

- (1) 次に掲げる学校等の**児童、生徒、学生又は訓練生**であること。  
学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校……
- (2) **合計所得金額が65万円以下**であること。
- (3) 合計所得金額のうち、**給与所得や事業所得以外の所得金額が10万円以下**であること。

## II 年末調整のしかた

### 2 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 国外居住親族

**非居住者（注）である親族**をいいます。

（注）非居住者とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人）以外の個人をいいます。

国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除の適用を受けるためには、扶養控除等（異動）申告書に、「**親族関係書類**」と「**送金関係書類**」を、添付又は提示する必要があります。

⇒ **【記載例】 扶養控除等（異動）申告書 源泉徴収簿**

## II 年末調整のしかた

### 3 配偶者特別控除申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 配偶者特別控除

(1) 配偶者特別控除とは、**所得者が生計を一にする配偶者(注1)で、控除対象配偶者に該当しない人(注2)を有する場合に、38万円を限度として配偶者の合計所得金額(注3)に応じた金額を控除する**というものです。

(注1) 他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者は含まれません。

(注2) **合計所得金額が38万円超76万円未満**(給与収入103万円超141万円未満)の**配偶者**に限ります。

(注3) 配偶者特別控除を受けようとする**所得者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合**には、この控除を受けることはできません。

⇒ **【記載例】 配偶者特別控除申告書と源泉徴収簿への記入**

## II 年末調整のしかた

### 4 保険料控除申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 生命保険料控除

(1) 生命保険料控除の対象となる生命保険料は、一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で、**所得者本人が支払ったもの**に限られます。

その保険料は、①**一般の生命保険料**、②**介護医療保険料**、③**個人年金保険料**に区分され、①と③については、**平成24年1月1日以後に契約を締結した保険料**については「**新生命保険料**」、**平成23年12月31日以前に契約を締結した保険料**については「**旧生命保険料**」に区分されます。

(注1) 保険金又は年金の受取人は、**所得者本人又は所得者の配偶者や親族**(個人年金保険料については親族を除きます。) **だけ**であるかどうか。

(注2) **本人自身が支払ったもの、本年中に支払ったもの**であるかどうか。

(注3) 生命保険契約等に基づき**剰余金の分配や割戻金の割戻し**を受けている場合(又は剰余金や割戻金が保険料の払込みに充てられている場合)には、**契約保険料などの金額から、これらの剰余金や割戻金の額が差し引かれて**いるかどうか。

## II 年末調整のしかた

### 4 保険料控除申告書の受理と内容の確認

(注4) 個人年金保険契約等で**傷害特約、疾病特約等が付されているもの**の保険料や掛金のうち、**その特約部分の保険料や掛金**については、個人年金保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。

#### 【証明書類】

旧生命保険料にあつては、本年中に支払った一契約の保険料の金額が**9,000円を超えるもの**について、新生命保険料にあつては、**金額の多少にかかわらず全てのもの**について、その保険料を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して、提出又は提示する必要があります。

⇒ **【記載例】 保険料控除申告書**

## II 年末調整のしかた

### 4 保険料控除申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 地震保険料控除

(1) **地震等損害**(注)により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等

(注) 下記の家屋や家財を保険の目的としていること

- ① **本人又は本人と生計を一にする親族が、所有して常時居住している家屋**
- ② **これらの人が、所有している生活に通常必要な家財**

(2) **旧長期損害保険契約**(注)に該当するもの

(注) 下記の2つの要件を満たす長期損害保険契約であること

- ① 平成18年12月31日までに締結した契約で、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること。
- ② 保険期間又は共済期間の満期後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等で、これらの期間が10年以上であること。



## II 年末調整のしかた

### 4 保険料控除申告書の受理と内容の確認

- (注1) 本人自身が支払ったもの、本年中に支払ったものであること。
- (注2) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合、(又は剰余金や割戻金が地震保険料の払込みに充てられている場合)には、契約保険料の金額からこれらの剰余金や割戻金の額が差し引かれていること。
- (注3) 一つの契約等が、「地震等損害により保険金や共済金が支払われるもの」と「旧長期損害保険契約」の、いずれの契約区分にも該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

#### 【証明書類】

保険料の金額の多少に関係なく全てのものについて、その保険料を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して、提出又は提示する必要があります。

⇒ [記載例] 保険料控除申告書

## II 年末調整のしかた

### 4 保険料控除申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 社会保険料控除

- (1) 社会保険料控除の対象となる社会保険料は、次に掲げるものなどです。
- ① 国民年金の保険料で被保険者として負担するもの、及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
  - ② 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
  - ③ 後期高齢者医療制度の保険料（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料）
  - ④ 介護保険法の規定による介護保険料
  - ⑤ 健康保険や雇用保険などの保険料で被保険者として負担するもの
  - ⑥ 厚生年金保険の保険料で被保険者として負担するもの、及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金
- (2) 社会保険料の支払額は、その全額が控除されます。
- (注1) 本人が、本年中に支払ったものだけが控除の対象とされます。

## II 年末調整のしかた

### 4 保険料控除申告書の受理と内容の確認

(注2) 本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を、本人自身が支払った場合には、その支払った金額は本人の社会保険料として控除できます。

#### 【証明書類】

上記(1)①の国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金については、支払った保険料等の多少に関係なく全てのものについて、その保険料等を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して、提出又は提示する必要があります。

(注3) 2年前納された国民年金保険料について、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択される場合で、各年分に対応する社会保険料控除証明書を発行されているときには、本人自らが年ごとに切り取られた社会保険料控除証明書を保険料控除申告書に添付して、給与等の支払者へ提出又は提示することとなっています。

## II 年末調整のしかた

### 4 保険料控除申告書の受理と内容の確認

#### ◎ 小規模企業共済等掛金控除

(1) 小規模企業共済等掛金とは、次に掲げるものなどをいいます。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約に基づいて支払った掛金
- ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金

(2) この小規模企業共済等掛金の支払額は、その全額が控除されます。

(注) 本人が、本年中に支払ったものだけが、控除の対象となります。

#### 【証明書類】

支払った掛金の金額の多少に関係なく全てのものについて、その掛金を支払ったことの証明書類を、保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

⇒ 【記載例】 源泉徴収簿への記入

## II 年末調整のしかた

### 5 住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認

#### (1) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書の受理

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受けようとする**最初の年分**については**確定申告**により、控除の適用を受ける必要があります。

しかし、**その後の年分**については**年末調整の際**に、各人から提出された「**給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書**」に基づいて控除を行うことができることになっていますから、この控除を受けようとする人に対しては、所要事項を記載した住宅借入金等特別控除申告書と、金融機関等が発行した「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」を、年末調整のときまでに提出するよう指導してください。

(注) 平成28年分以降の住宅借入金等特別控除申告書への**マイナンバー(個人番号)**の記載は不要となりましたが、平成26年中に**住宅の取得等**をした方へは、個人番号欄を設けた住宅借入金等特別控除申告書が送付されていますので、各人から提出された住宅借入金等特別控除申告書に誤ってマイナンバー(個人番号)が記載されていた場合は、マイナンバー(個人番号)をマスキングするなどの対応が必要となります。

## II 年末調整のしかた

### 5 住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認

#### (2) 住宅借入金等特別控除申告書の内容の確認

##### ① 一般の住宅の取得等の場合(本則)

個人が、一定の要件を満たす居住用家屋の新築、新築住宅若しくは既存住宅の取得又は増改築等をして、平成19年1月1日から平成33年12月31日までの間に、その家屋をその人の居住の用に供した場合において、その人がその住宅の取得等のための一定の借入金又は債務を有するときは、その**居住の用に供した日の属する年以後10年間の各年のうち、合計所得金額が3,000万円以下である年**について、**住宅借入金等の年末残高の合計額を基として、居住年毎に定められた控除率により計算した金額**が、住宅借入金等特別控除額としてその年分の所得税の額から控除されます。

(注) その家屋をその取得等の日から6か月以内に居住の用に供した場合に限ります。また、その家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合には、この制度の適用を受けることはできません。

⇒ **[記載例] 住宅借入金等特別控除申告書**

## II 年末調整のしかた

### 6 年税額の計算・過不足額の精算・税額の納付

#### (1) 年途中で再就職した人の取扱い

年途中で就職した人で、就職前に他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けていた給与がある人については、その前職分の給与を含めて年末調整を行うこととなりますから、**前の給与の支払者から本年中に支払を受けた給与とその給与から徴収された税額を集計に含めず**。

この場合、前職分の給与とその徴収税額については、その人が前の給与の支払者から交付を受けた「**給与所得の源泉徴収票**」などで確認することとなりますが、その確認ができるまではその人の年末調整は見合わせてください。

⇒ **[記載例]** 源泉徴収簿、  
給与所得控除後の給与等の金額の計算、  
算出所得税額の計算と源泉徴収簿の記入、  
年調年税額の計算と源泉徴収簿の記入、  
源泉徴収簿（過不足額の算出）

## III 平成30年分の給与の源泉徴収事務

### 1 平成30年から変わる事項

#### (1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

##### ① 配偶者控除

	改正前	改正後
配偶者の合計所得金額 （給与収入）	38万円以下 （103万円以下）	38万円以下 （103万円以下）
居住者の合計所得金額 （給与収入）	制限なし	1,000万円以下（注） （1,220万円以下）

（注）合計所得金額900万円超1,000万円以下の場合は、控除額に制限あり

##### ② 配偶者特別控除

	改正前	改正後
配偶者の合計所得金額 （給与収入）	38万円超76万円以下 （103万円超141万円以下）	38万円超123万円以下 （103万円超201万円以下）
居住者の合計所得金額 （給与収入）	1,000万円以下 （1,220万円以下）	1,000万円以下（注） （1,220万円以下）

（注）合計所得金額900万円超1,000万円以下の場合は、控除額に制限あり

⇒ **[記載例]** 改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

### Ⅲ 平成30年分の給与の源泉徴収事務

#### 1 平成30年から変わる事項

#### (2) 平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の記載

名称	改正前	改正後
		控除対象配偶者
配偶者の合計所得金額 (給与収入)	38万円以下 (103万円以下)	85万円以下 (150万円以下)
居住者の合計所得金額 (給与収入)	制限なし	900万円以下 (1,120万円以下)

⇒ [記載例] 平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

#### 【同一生計配偶者と（老人）控除対象配偶者の定義】

「**同一生計配偶者**」とは、居住者と生計を一にする配偶者で、**合計所得金額が38万円以下である人**をいいます。（改正前の「控除対象配偶者」と同義になります。）

改正後の「**控除対象配偶者**」とは、**同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者**をいいます。「**老人控除対象配偶者**」とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の配偶者をいいます。

⇒ [記載例] 配偶者の範囲

## 平成29年分 法定調書の作成のしかた

田島大士税理士事務所

## 目次

1 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）	・・・	28
2 退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）	・・・	30
3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	・・・	31
4 不動産の使用料等の支払調書	・・・	33
5 不動産等の譲受けの対価の支払調書	・・・	33
6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	・・・	34
7 法定調書等の提出について	・・・	35

⇒ [記載例]

## 1 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

### (1) 税務署への源泉徴収票の提出範囲

#### 【年末調整をした方】

- ① 平成30年1月1日現在、在職中の方  
⇒ 平成29年中の給与等の支払金額が500万円を超える方  
法人の役員の場合には150万円を超える方

#### 【年末調整をしなかった方】

- ② 平成29年中に退職した方  
⇒ 平成29年中の給与等の支払金額が250万円を超える方  
法人の役員の場合には50万円を超える方
- ③ 給与等の金額が2,000万円を超える方  
⇒ 全ての方
- ④ 月額表の乙欄適用者等  
⇒ 平成29年中の給与等の支払金額が50万円を超える方

## 1 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

### (2) 市区町村への給与支払報告書の提出

市区町村へは、**全ての受給者のものを平成30年1月31日までに、2部ずつ**提出する必要があります。

### (3) 受給者への源泉徴収票の交付

**全ての受給者**に対して**平成30年1月31日までに**、交付をしなければなりません。（**退職者**の場合は、退職日以後**1か月以内**に交付をして下さい。）

⇒ 記載例 1～5

## 2 退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）

### (1) 税務署への源泉徴収票の提出範囲

平成29年中に退職手当等の支払が確定した**法人の役員**に対するもの

### (2) 市区町村への特別徴収票の提出

平成29年中に退職手当等の支払が確定した**法人の役員**に対するものを、**平成30年1月31日までに**提出しなければなりません。

### (3) 受給者への源泉徴収票の交付

平成29年中に退職手当等の支払が確定した**全ての受給者**に対して、**退職後1ヶ月以内**に交付しなければなりません。

⇒ 記載例

### 3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

#### (1) 税務署へ支払調書の提出範囲

平成29年中に、下記の報酬、料金、契約金及び賞金の支払をする方

- ① 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金
- ② バー、キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金
- ③ 広告宣伝のための賞金  
⇒ 同一人に対する平成29年中の支払金額の合計が50万円を超える方
- ④ 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬  
⇒ 同一人に対する平成29年中の支払金額の合計が50万円を超える方
- ⑤ 馬主が受ける競馬の賞金  
⇒ 平成29年中の1回の支払賞金額が75万円を超える支払を受けた方に係る、その年中の全ての支払金額
- ⑥ プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金
- ⑦ ①から⑥以外の報酬、料金等（税理士に対する報酬など）  
⇒ 同一人に対する平成29年中の支払金額の合計が5万円を超える方

### 3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

#### (2) 注意事項

- ① 法人に支払われる報酬、料金等で源泉徴収の対象とならないもの、支払金額が源泉徴収の限度額以下であるため源泉徴収をしていない報酬、料金等についても、(1)の提出範囲に該当するものは、この支払調書を提出しなければなりません。
- ② 支払金額の記載に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記載してください。消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めずに記載しても差し支えありませんが、その場合には、摘要欄にその消費税等の額を記載して下さい。

⇒ 記載例



#### 4 不動産の使用料等の支払調書

#### 5 不動産等の譲受けの対価の支払調書

##### (1) 税務署へ支払調書の提出範囲

平成29年中に**不動産**（不動産の上に存する権利、船舶、航空機を含む）の**借受けの対価の支払をする法人と、不動産業者である個人の方**

⇒ 同一の方に対する平成29年中の支払金額の合計が**15万円**を超える方

⇒ 記載例

##### (1) 税務署へ支払調書の提出範囲

平成29年中に**譲り受けた不動産**（不動産の上に存する権利、船舶、航空機を含む）の**対価の支払をする法人と、不動産業者である個人の方**

⇒ 同一の方に対する平成29年中の支払金額の合計が**100万円**を超える方

⇒ 記載例

#### 6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

##### (1) 税務署へ支払調書の提出範囲

平成29年中に**不動産**（不動産の上に存する権利、船舶、航空機を含む）の**売買又は貸付けのあっせん手数料の支払をする法人と、不動産業者である個人の方**

⇒ 同一の方に対する平成29年中の支払金額の合計が**15万円**を超える方

##### (2) 注意事項

『不動産の使用料等の支払調書』や『不動産等の譲受けの対価の支払調書』の「あっせんをした者」欄に、下記の事項を記載して提出する場合には、この支払調書の作成・提出を**省略**することができます。

- ① あっせんをした方の「住所」「氏名」「マイナンバー又は法人番号」
- ② あっせん手数料の「支払確定年月日」「支払金額」

⇒ 記載例へ

## 7 法定調書等の提出について

法定調書を税務署に提出する場合は、作成した法定調書（源泉徴収票と支払調書）と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を併せて、平成30年1月31日までに提出してください。

### (1) 法定調書を税務署に提出する場合の本人確認について

個人の方が法定調書を書面で提出する場合には、税務署で本人確認を行うため、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示又は写しを添付する必要があります。

### (2) 事業者がマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者が、報酬や地代などの支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、給与の支払いを受ける方と同様に、本人確認として「番号確認」と「身元確認」を行うことが必要となります。

⇒ 記載例へ

## おわりに

### 【年末調整と法定調書の作成をご依頼いただいた場合の料金】

#### (1) 受託業務の内容

- ① 各人の源泉徴収簿および源泉徴収票の作成、源泉所得税納付書の作成
- ② 各人の支払調書および法定調書合計表の作成、左記書類の税務署への提出
- ③ 給与支払報告書（総括表）の作成、左記書類の市区町村への提出

(注) 各人の「給与所得者の扶養控除等異動申告書」「給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の記載、各人の源泉徴収簿への各月の給与金額（源泉所得税および社会保険料等の金額を含む）の記載につきましては、お客様にお願いしております。

#### (2) 人数に応じた料金（全て税抜価格）

給与所得者の数	料金	給与所得者の数	料金
3人以下	30,000円	6人	45,000円
4人	35,000円	7人	50,000円
5人	40,000円	8人以上	1人増加毎にプラス2,500円

(注) 給与所得者の数には、中途入社の方および退職者を含みます。